

令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）ずわいがに太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和7年4月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和2年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-17に定める漁獲シナリオの下、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成23年（2011年）以降の最大漁獲量を考慮した数量をTACとする。

なお、平成23年（2011年）以降の最大漁獲量は、令和4年（2022年）の14トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオの概要

本資源は、自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定め、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける。

（3）令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）のTAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに太平洋北部系群	20トン

（参考1）資源管理の目標

令和元年（2019年）の資源量（令和2年（2020年）資源評価において436トン）。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。

（参考2）ずわいがに太平洋北部系群TACの推移・漁獲実績

単位：トン

	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
TAC	20	20	20	20	20
漁獲実績	—	—	0	14	10

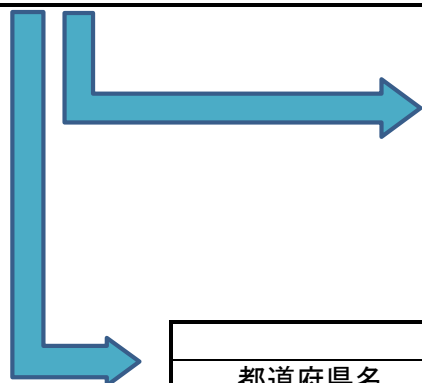
2 配分（案）

（１）過去３か年（令和２年から令和４年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。

（２）配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度ずわいがに太平洋北部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに太平洋北部系群	20



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	19

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	宮城県については、現行水準とする。